

## AWANO 夢咲く ART FESTIVAL マルシェ出店規約

花と芸術の街・あわの実行委員会（以下「実行委員会」）が主催する「AWANO 夢咲く ART FESTIVAL」（以下「当イベント」）において、販売やワークショップ等を行う個人もしくは団体（以下「出店者」）は、以下に記述する出店規約（以下「本規約」）に同意及び誓約した上で申し込みを行うこと。実行委員会は出店者が申し込みをオンラインフォーム、又は電子メールやファックスによる送信連絡した時点（以下「申込時点」）で本規約に同意したものとみなす。

本規約は申込時点より発効し、以後1年間有効する。

### 1 出店に関して

- (1) 出店者は、いかなる場合にも本規約を遵守しなければならない。違反する行為・第三者への迷惑行為・公序良俗に反する行為など、実行委員会の指示に従わない行為と実行委員会が判断した場合、即刻出店取り消し、又は出店の拒否、排除するものとし、出店料の返金を行わないものとする。  
また、この場合、実行委員会及び開催場所である各イベント会場は、損害賠償の責は一切負わない。
- (2) 実行委員会は、必要に応じて身分証明書の提示を求める場合がある。
- (3) 実行委員会指定の申込方法に従った申し込みを行うものとする。連絡が取れる電話番号、送受信可能なメールアドレスを必ずご記載すること。
- (4) 出店の可否は、実行委員会による書類審査、抽選等により決定する。決定の通知は、原則、出店者が指定した連絡先（メールアドレス等）へ通知する。
- (5) 出店に際し必要と考えられる各種届出や申請(※)などは各出店者で適宜行うこと。※ 賠償責任保険等への加入など検討のこと。
- (6) 出店者は、実行委員会からの指定方法に従い、出店料をお支払うこと。
- (7) 出店場所は実行委員会が指定し、出店者はそれに従うものとする。実行委員会は出店者からの場所の指定、苦情、陳情などを一切受け付けないものとする。また当イベント開催日当日（以下「当日」）に実行委員会の判断により出店場所の移動指定された場合も含まれるものとする。
- (8) 出店者紹介、出品する商品、当日の出店の様子をおさめた写真は、実行委員会が運営管理する当イベントのHPやFacebook等のSNSサービス及びパンフレット等印刷物への掲載について承諾するものとする。
- (9) 出店者は、実行委員会が指示する所定方法で申し込みを完了させるものとする。また、実行委員会が発行する出店者証を従事者（出店の手伝いやアルバイトスタッフ全て（以下「従事者」）を含めて当日必ず見えるところに着用するものとする。当日に出店者証はいかなる理由でも出店者及び従事者以外に貸付、転売、譲渡しないものとする。出店者証を未着用

もしくは別人がつけている場合、警告もしくは出店中止となる場合がある。

- (10) 出店者や従事者は、準備期間含め感染症対策等を行うものとする。
- (11) 当日は常時店舗責任者を配置し、不在の場合は必ず代理を立てること。
- (12) 出品する商品分類等（物品、食品、ワークショップ等）は、必ず出店申し込み時に実行委員会へ申請し、許可を得た出店者のみが出品できるものとする。その場合、出店者は食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく出店者各自が自主責任として食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意するものとする。
- (13) 出店申し込み申請した商品分類以外は原則として販売等しないものとし、出品する商品の項目に変更や追加がある場合は事前に実行委員会に相談すること。
- (14) 実行委員会の判断により商品や販売方法を規制、販売停止（承認された商品も含む）することがある。
- (15) 出店者は、準備・当日・搬入・搬出含む出店に関して発生した事故・苦情・費用に対してすべての賠償責任を負うものとする。万が一事故などが発生した場合は、速やかに実行委員会に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応するものとする。
- (16) 出店者は、会場及び施設内を汚したり、傷つけぬよう十分に注意し、当イベント終了時には清掃、ゴミの分別を行い、原状回復をするものとする。各イベント会場及び施設内で故意・過失に関わらず破壊・破損行為があった場合、出店者自らの責任と費用をもって対処するものとする。
- (17) 出店者が申込時点から当イベント終了後までの期間中、実行委員会が本規約違反を発見、もしくは第三者からの報告があった場合、実行委員会の判断によって当該出店者を出店の中止をできるものとする。その場合に生じた出店に関する損害や返金などを実行委員会は負わないものとする。
- (18) 出店者都合でキャンセルの場合、速やかに実行委員会の窓口宛に出店者から連絡を入れ、それに対して実行委員会から確認の返信があった時点でキャンセルされたものとする。開催日の7日前までのキャンセルは無料、それ以降の場合には出店料全額の支払いとなる。支払い方法等は実行委員会からの指示に従うものとする。

## 2 瑕疵責任

- (1) 実行委員会都合により当イベントを中止した場合、実行委員会は出店者に対し出店料を返金するものとする。ただし、準備等出店に際して生じ

た損害は補償しないものとする。

- (2) 天候や社会情勢などでやむを得ず開催中止の判断となった場合、実行委員会は開催可否をホームページとSNSで前日午後9時頃までに公示するものとする。
  - (3) 実行委員会都合により、当日に開催時間を短縮した場合返金しないものとする。また、この場合にもいても商品の買い取り含め出店に関する損害も補償しないものとする。
  - (4) 天候などの都合で出店場所の配置換えを行った場合、その他実行委員会の判断により出店場所の配置換えを行った場合、その決定が開催日前もしくは当日に関わらず、実行委員会は商品の買い取り含め損害の補償請求を一切受けないものとします。
- 5.地震や台風といった天災、雨天含めた悪天候、周辺での火災、テロ行為、行政機関の指示など不可抗力による中止をした場合、当日であれば返金しないものとする。ただし、いずれの場合においても出店に際して生じた損害は補償しないものとする。

### 3 禁止事項

- (1) 公序良俗に反する物品、他者の知的財産に関わる物品の販売、偽ブランド、海賊版・コピー商品などの違法商品、盗品、危険物、生き物などの販売は一切を禁止する。
- (2) 産地や食品添加物などの偽称、紛らわしい商品表示を行わないこと。
- (3) 未成年者にアルコールの販売を行わないこと。
- (4) 来場者や近隣住民、開催地に危険を脅かすような行為は行わないこと。
- (5) 当該イベント会場の美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止する。
- (6) 拡声器やマイクなどによる宣伝は禁止する。
- (7) 終了後の清掃含む汚水、飲食で利用した油や固形物の排水を禁止する。
- (8) 有償・無償に関わらず第三者へ出店する権利を貸付、転売、譲渡することは禁止する。
- (9) 粗暴卑猥な言動、他者への冒瀆をする行為等他の出店者・来場者・近隣住民・実行委員会関係者に迷惑をかける行為を行わないこと。
- (10) 出店者及び従事者が本規約に反した場合、実行委員会の指示に従わなかった場合は、出店取り消し又は出店の拒否、排除するものとする。その場合、いかなる理由においても実行委員会及び当該各イベント会場は損害賠償の責は負わない。

#### 4 暴力団等反社会的勢力排除に関して

出店者は、以下を誓約した上で当イベントへ申し込みを行うものとする。

- (1) 出店者及びすべての従事者・出店者の団体・その他団体役員及び関係者（以下「出店関係者一同」）は、暴力団・暴力団員・暴力団関係企業・団体・その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に属していない者であり、直接的ならびに間接的にも一切関与していない者とし、これを誓約する。
- (2) 出店関係者一同が①から⑤のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約する。
  - ① 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用すること。
  - ② 暴力団等反社会的勢力に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団等反社会的勢力の維持又は運営に協力し、もしくは関与すること。
  - ③ 暴力団等反社会的勢力であることを知りながら、これを不当に利用すること。
  - ④ 暴力団等反社会的勢力に属する者と同一生計の者であること。
  - ⑤ 暴力団等反社会的勢力または暴力団と社会的に非難されるものとの関係がある者であること。
- (3) 出店の申し込み時点や当日に、実行委員会または警察官から出店関係者一同の身分確認提示要求があった場合はこれに従うこと。
- (4) みかじめ料・しょば代・守料等の名目の如何に問わず、暴力団等反社会的勢力または暴力団員が指名したものに金品等の利益は供与しないことを誓約する。また、実行委員会以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに実行委員会並びに警察に届け出ること。

※ 本規約は、令和5年9月1日より施行する。